

古物営業法第2条第2項1号に規定された営業の許可申請に必要な添付書類については、古物営業法施行規則第1条の3第3項に定められており、下記のとおりです。(一定の条件を満たした未成年者が許可申請を行う場合には、その他古物営業法施行規則第1条の3第3項第1号ニで定める書類が必要になります。)

個人の場合

- 過去5年間の略歴書
- 住民票の写し(戸籍の表示、国籍等を記載したもの)
- 誓約書(古物営業法第4条第1号から第9号に該当しない旨を誓約したもの)
- 市町村の長の証明書(準禁治産者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の証明。ただし、外国人にあっては不要)
 - ※ 本籍地の市町村役場で取得できます。
- 管理者に係る次の書類
 - ・ 過去5年間の略歴書
 - ・ 住民票の写し(戸籍の表示、国籍等を記載したもの)
 - ・ 誓約書(古物営業法第13条第2項各号に該当しない旨を誓約したもの)
 - ・ 市町村の長の証明書(準禁治産者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の証明。ただし、外国人にあっては不要)
- ホームページ利用取引をする場合は、URLの使用権限を疎明する資料のコピー

法人の場合

- 定款及び登記事項証明書
- 役員に係る次の書類
 - ・ 過去5年間の略歴書
 - ・ 住民票の写し(戸籍の表示、国籍等を記載したもの)
 - ・ 誓約書(古物営業法第4条第1号から第8号に該当しない旨を誓約したもの)
 - ・ 市町村の長の証明書(準禁治産者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の証明。ただし、外国人にあっては不要)
- 管理者に係る次の書類
 - ・ 過去5年間の略歴書
 - ・ 住民票の写し(戸籍の表示、国籍等を記載したもの)
 - ・ 誓約書(古物営業法第13条第2項各号に該当しない旨を誓約したもの)
 - ・ 市町村の長の証明書(準禁治産者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の証明。ただし、外国人にあっては不要)
- ホームページ利用取引をする場合は、URLの使用権限を疎明する資料のコピー